

私たちの共済年金

財政再計算結果



組合員の皆さまには、これまでリーフレットなどでお知らせしてきましたように、本年9月は組合員の皆さまの加入している共済年金の「財政再計算」を行うことになっています。

平成16年度からは、国家公務員共済組合（以下、国共済という。）と地方公務員共済組合（以下、地共済という。）との間で財政単位の一元化に伴う保険料率の段階的一本化や両制度間での財政調整が行われており、今回の財政再計算では、それぞれの共済組合において保険料率算定の基礎をあらい直し、国共済・地共済全体としての将来の給付額、総報酬額などに基づいて一本化した同一の保険料率を算定し、一体とした財政見通しを作成することになります。

具体的には、両共済同一の保険料率は、「財務大臣（地共済においては総務大臣）の定める方法」により算定することになります。

去る6月19日に財務省（総務省）からその通知がありましたので、これを受けて国共済連合会と地共済連合会で両共済同一の保険料率と一体とした財政見通しを作成の上、第93回年金業務懇談会に報告しています。

同懇談会で検討をお願いした後、運営審議会に報告しご審議をお願いすることとしています。そこで今回は、その内容についてご紹介することといたします。

目次

<財務省からの通知>.....	2
<財政再計算結果>	
組合員数及び年金受給者数の見通しについて（国共済+地共済）...	3
保険料率及び財政の見通しについて.....	4
新保険料率について.....	7

国家公務員共済組合連合会

— 財務省からの通知 —

財政再計算は、財務大臣の定める方法に従って行います。

去る6月19日、財務省より「国家公務員共済組合の長期給付に要する費用の再計算について」の通知がありました。この通知に基づいて財政再計算を行います。

財務大臣からの通知の内容は、次のとおりです。

- 1 平成21年9月1日を基準時点として再計算を行うこと。
- 2 長期給付に要する費用の算定に当たっては、現行制度を前提とすること。
- 3 将来の組合員数については、平成19年度末の組合員数の生産年齢人口に対する割合が将来一定であるものとして、「日本の将来推計人口(平成18年12月推計)」(国立社会保障・人口問題研究所)における出生中位(死亡中位)推計を基礎として推計すること。ただし、政府による国の行政機関の定員管理についての取組みや女性国家公務員の採用・登用の拡大等についての取組みを勘案して、組合員数やそのうちの女性の占める割合を推計すること。
- 4 基礎率(経済的要素)並びにいわゆるマクロ経済スライドによる給付の調整を行う期間及びスライド調整率については、厚生年金の平成21年財政検証の基本ケースにおいて用いられた前提と同様にすること。
- 5 法^(注)第99条第1項第3号に規定する「おおむね百年間に相当する期間の終了時」(以下「最終年度」という。)は、厚生年金と同様平成17年度とすること。
- 6 保険料率は、最終保険料率に達するまでの間、毎年9月に引き上げるものとし、その際、平成21年9月より地方公務員共済組合の保険料率と同一となるようにすること。ただし、平成22年9月以降の保険料率の毎年の引上げ幅は、厚生年金の保険料率の引上げ幅を下回らないものとする。なお、最終保険料率を算定する場合において、千分率で1未満の端数があるときは、小数点以下の端数は切り上げること。
- 7 法第99条第1項第3号に規定する「長期給付の支給に支障が生じないようにするために必要な額の積立金」は、厚生年金が支出額の1年分程度の積立金(いわゆる積立度が1)を保有するものとしていることから支出額の1年分とすること。
- 8 基礎年金拠出金の国庫負担割合は、平成21年度以降2分の1とすること。
- 9 上記6による保険料率及び財政の見通しは、貴連合会と地方公務員共済組合連合会との間において、必要となる基礎数、基礎率その他必要なデータを交換して作成するとともに、その結果についてはそれぞれにおいて検証すること。

(注) 法とは国家公務員共済組合法のことをいいます。

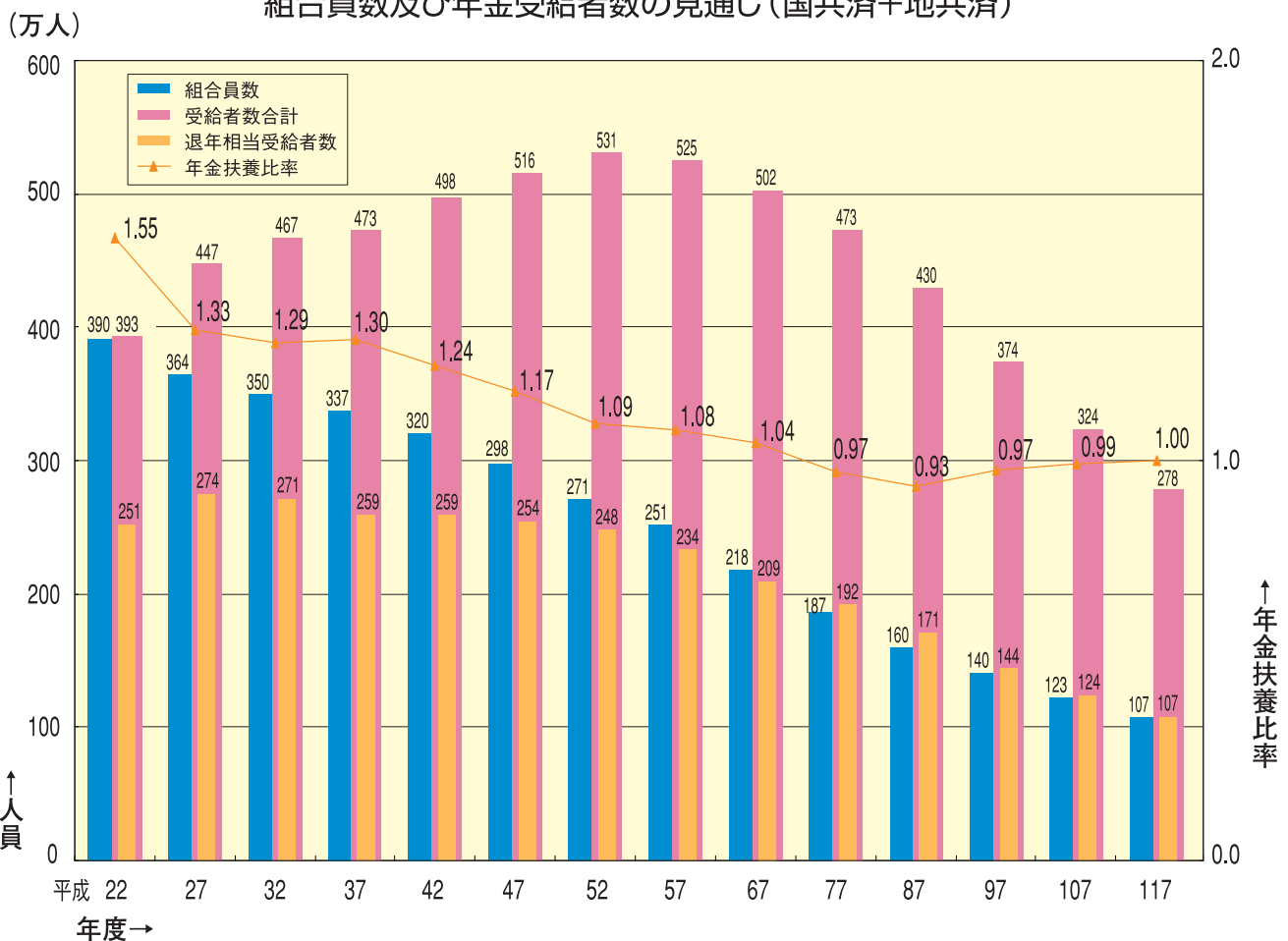
組合員数及び年金受給者数の見通しについて(国共済+地共済)

組合員数の見通しは、平成19年度末の組合員数の生産年齢人口(15歳以上65歳未満)に対する割合が将来一定であるものとして、「日本の将来推計人口(平成18年12月推計)」における出生中位を基礎として見込んでおり(2頁☐参照)、少子化の影響による生産年齢人口の減少に伴い、組合員数は平成22年度の390万人が平成117年度には107万人まで減少するものと見込んでいます。

一方、年金受給者数の見通しは、今後とも年々増加していきませんが、平成52年度に531万人に達した後は組合員数の減少に伴い年金受給者数も減少するものと見込んでいます。

これにより、1人の退年相当受給者(注1)を何人の組合員で支えているかを示す年金扶養比率(注2)は年々減少し、将来的には1人の組合員で1人の退年相当受給者を支える状況になるものと見込んでいます。

組合員数及び年金受給者数の見通し(国共済+地共済)



(注1) 退年相当受給者とは、組合員期間が20年以上ある退職共済年金受給者と退職年金・減額退職年金受給者の合計のことです。
 (注2) 年金扶養比率(組合員数/退年相当受給者数)とは、1人の退年相当受給者を何人の組合員で支えているかを示す指標をいいます。なお、年金成熟度(退年相当受給者数/組合員数)は、組合員数に対する退年相当受給者数の割合のことをいい、年金扶養比率の逆数にあたります。

おおむね100年後の平成117年度(財政均衡期間終了時)に給付費1年分程度の積立金を保有(積立度合1)することとして、保険料率及び財政の見通しを作成しています。

平成16年の制度改正により、地共済との財政単位の一元化が図られることになり、平成16年度から保険料率の段階的な一本化や両制度間での財政調整が行われ、平成21年度には同一の保険料率とすることとされています。

平成16年財政再計算において定めた保険料率は、毎年、国共済においては0.129%、地共済においては0.354%(厚生年金と同じ引上げ幅)ずつ引き上げており、平成20年9月には国共済15.025%、地共済14.800%となっています。

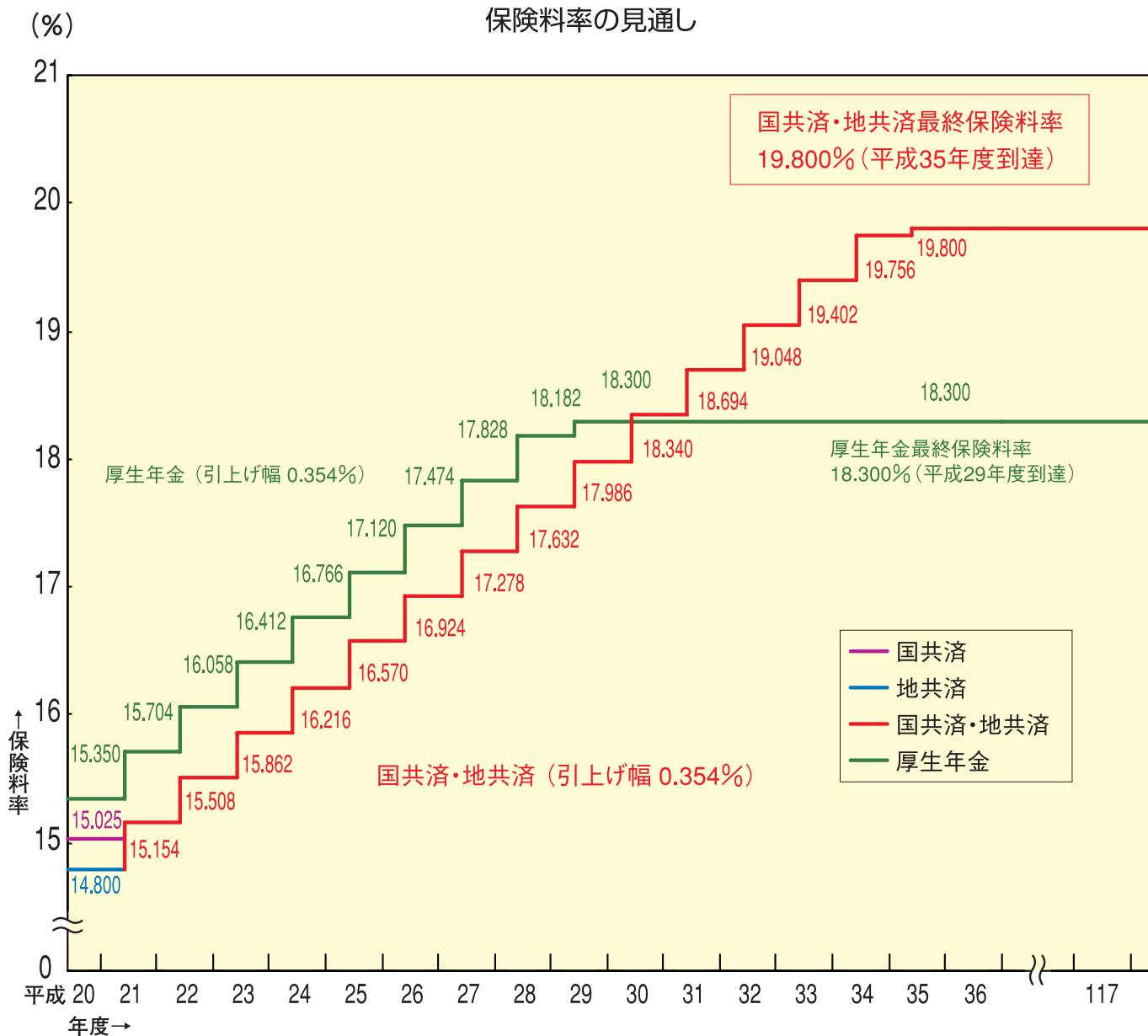
今回の財政再計算では、おおむね100年後の平成117年度(財政均衡期間終了時)の積立度合を1とすることを前提として、平成21年9月には保険料率をこれまでと同様に国共済が0.129%、地共済が0.354%引き上げることにより国共済と地共済の保険料率を同一のもの(15.154%)とし、平成22年度以降は、毎年、厚生年金の引上げ幅(厚生年金の保険料率は厚生年金保険法第81条により法定化されている。)と同率の0.354%ずつ引き上げた場合の保険料率及び財政の見通しを作成しています。



①保険料率の見通し

保険料率については、平成21年9月に0.129%引き上げるにより地共済と同一の保険料率の15.154%となり、平成22年9月以降、毎年、厚生年金の引上げ幅と同率の0.354%ずつ引き上げた場合には、最終的に平成35年9月以降は19.8%で一定（最終保険料率）となる見込みです。

保険料率の見通し

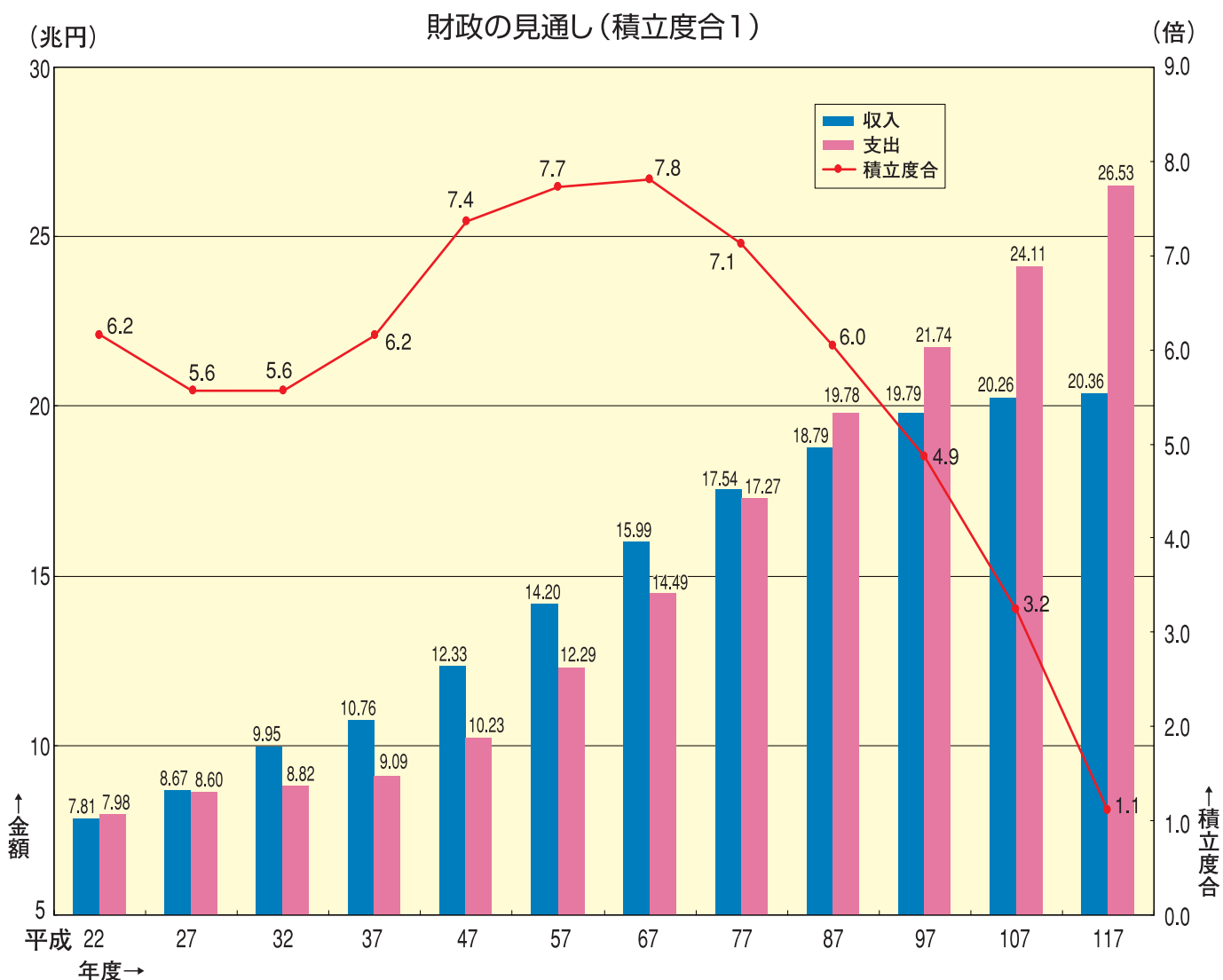


注) 保険料率は、すべて総報酬ベースである。

保険料率及び財政の見通しについて

② 財政の見通し(国共済+地共済)

財政の見通しについては、厚生年金の場合と同様におおむね100年後の積立度合(注1)が1の場合を作成していますが、単年度収支は、保険料率の引上げなどもあり平成70年代までは黒字で推移し、その後はマイナスとなっています。これは保険料水準の上昇を抑制するため積立金を次世代及び次々世代の給付に充てることによるものであり、年金財政は長期間にわたり均衡を保つ見通しとなっています。



(注1) 積立度合とは、前年度積立金の当年度の「実質的な支出+追加費用」に対する倍率(年分)です。

(注2) 長期的(平成32年度～)な経済前提は次のとおりです。

・物価上昇率 1.0%、・賃金上昇率 2.5%、・運用利回り 4.1%

新保険料率について

「財務大臣の定める方法」に従って行った財政再計算の保険料率の見通しによれば、平成25年9月までの国共済の保険料率（新保険料率）は次表のとおりとなります。なお、平成21年9月以降は地共済の保険料率とも同率となっています。

今後、運営審議会に保険料率を変更するための定款変更について審議をお願いすることとなります。

〈財政再計算結果による新保険料率の見通し〉

(単位:%)

		現 行	21年9月～	22年9月～	23年9月～	24年9月～	25年9月～
国 共 済	保険料率	15.025	15.154	15.508	15.862	16.216	16.570
	掛 金 率	7.5125	7.577	7.754	7.931	8.108	8.285

(注) 現行の地共済の保険料率は14.800%、掛金率は7.400%です。





これまでの国共済年金の現状や財政再計算についての掲載記事は
連合会のホームページに掲載しておりますのでご覧ください。

平成21年7月 発行

国家公務員共済組合連合会

〒102-8081 東京都千代田区九段南1-1-10 九段合同庁舎
TEL 03-3222-1841 (代)

<http://www.kkr.or.jp/>